

環保企発第 2601052 号

事務連絡

令和 8 年 1 月 7 日

都道府県熱中症予防対策担当部局 御中

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室

気候変動適応法施行規則における旧姓併記について（通知）

環境保健行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。この度、気候変動適応法施行規則の規定に基づく申請・届出、交付等における旧姓の記載等の運用について、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、適切に御対応いただきますようお願いします。

本通知は令和 8 年 1 月 7 日から施行します。

記

1 気候変動適応法施行規則の規定に基づく申請・届出、交付等に係る氏名欄の旧姓併記（現行の氏名に加えて旧姓を記載することをいう。以下同じ。）について
申請者等が申請・届出、交付等を行おうとする際に、旧姓併記を希望する場合は、これを認める。

2 申請書等への記載

旧姓記載を希望する者は、申請者等の氏名欄において、旧姓を括弧書きで併記するものとする。

3 旧姓の確認

上記 1 により対応を行う手続きについて、気候変動適応法施行規則において氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧姓を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類を提出させること。

以上